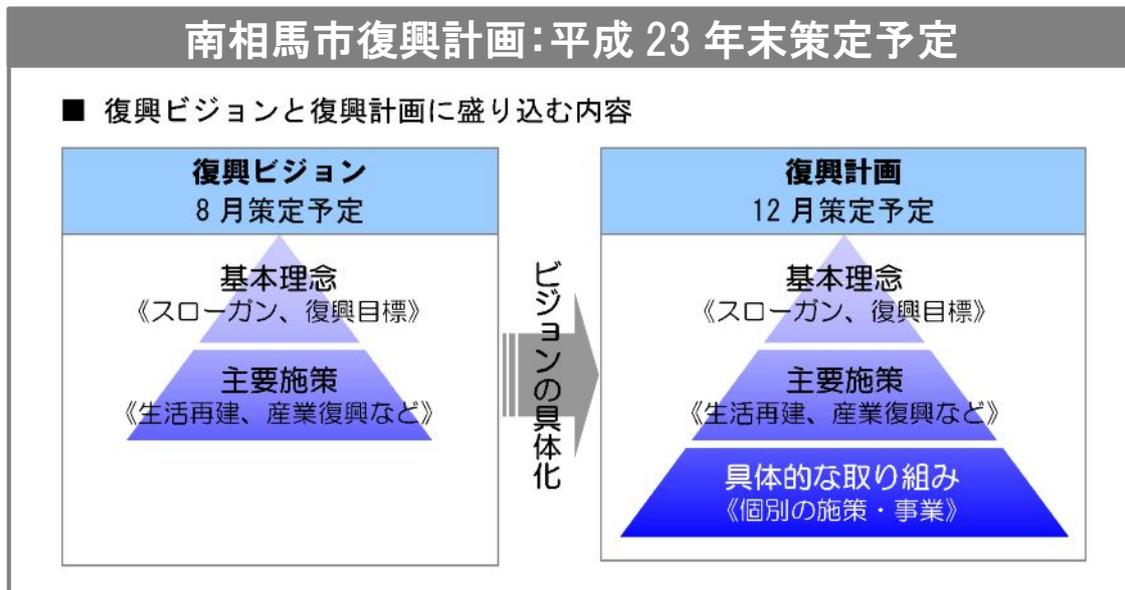
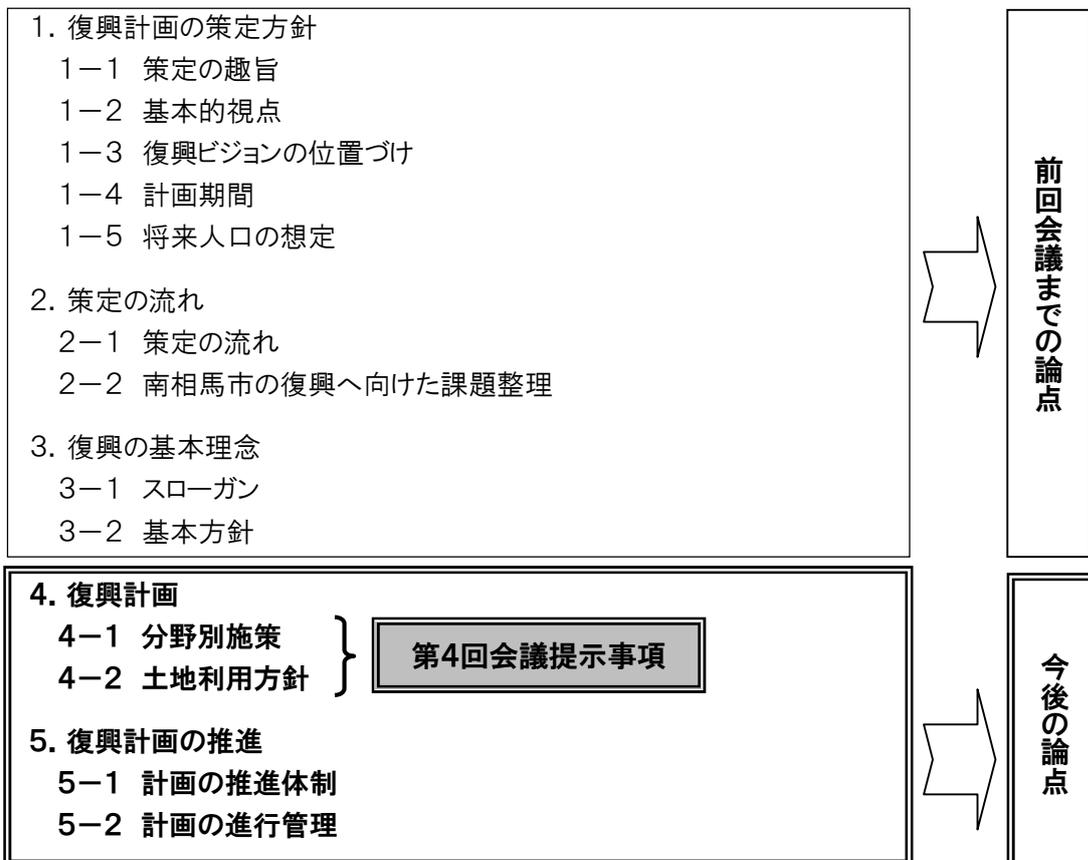


1. 復興計画の構成について

復興ビジョンで示した内容をふまえて、復興計画では、個別の具体的な施策・事業をとりまとめる。



[復興計画構成(案)]



2. 土地利用の方向性について

(1) 土地利用の基本的な考え方

復興ビジョンをふまえて、土地利用の基本的な考え方を示す。

- 津波被害から人命を守ることを第一に考え、防潮堤・海岸防災林等の多重防潮機能による適切な防災・減災対策を講じる。
- 津波被害を受けた住宅地の移転は、安全な高台や市街地周辺および市街地内に確保し、「誰もが暮らしやすく快適なまち」を目指す。
- 津波被害を受けた農地については、農用地として再生する一方、農地以外として海岸防災林や再生エネルギー基地、工業団地として利活用を図る。
- 福島第一原子力発電所事故をきっかけに、原子力発電に依存しない再生可能エネルギーによりエネルギーの地産地消と安全・安心なまちづくり、新たな産業振興を促す機能の導入を目指す。
- 市民が親しみを持つ海岸風景の再生、市民憩いの場としてのレクリエーション施設等の整備を行い、自然と共生した環境の創造を目指す。

(2) 津波に強い都市基盤整備の考え方

東日本大震災の津波による被災を教訓として、減災を図る多重防潮機能の整備を図る。

すべての人命を守ることを前提とし、主に海岸保全施設で対応する津波レベルはもとより、今回の津波のようなレベルも想定し、海岸保全施設のみならずまちづくり(都市基盤整備)と避難計画をあわせて対応する、津波に強い都市基盤を整備する。

- ① 防潮堤を震災前の現状から嵩上げし、再整備する。
- ② 防潮堤の内陸部に対する津波の勢いを減衰させるため、海岸防災林(幅200m程度)を整備する。
- ③ 主要地方道原町・海老・相馬線、県道北泉・小高線、県道広野・小高線などの嵩上げ等を検討し、減災機能を向上させる。
- ④ 津波被害で家屋が全壊した地域を危険区域に指定するとともに、住宅地は、高台及び市街地周辺に整備する。

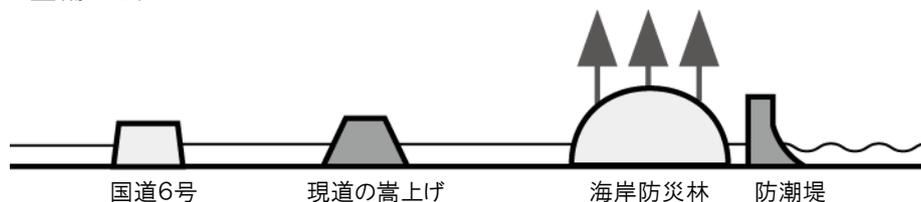


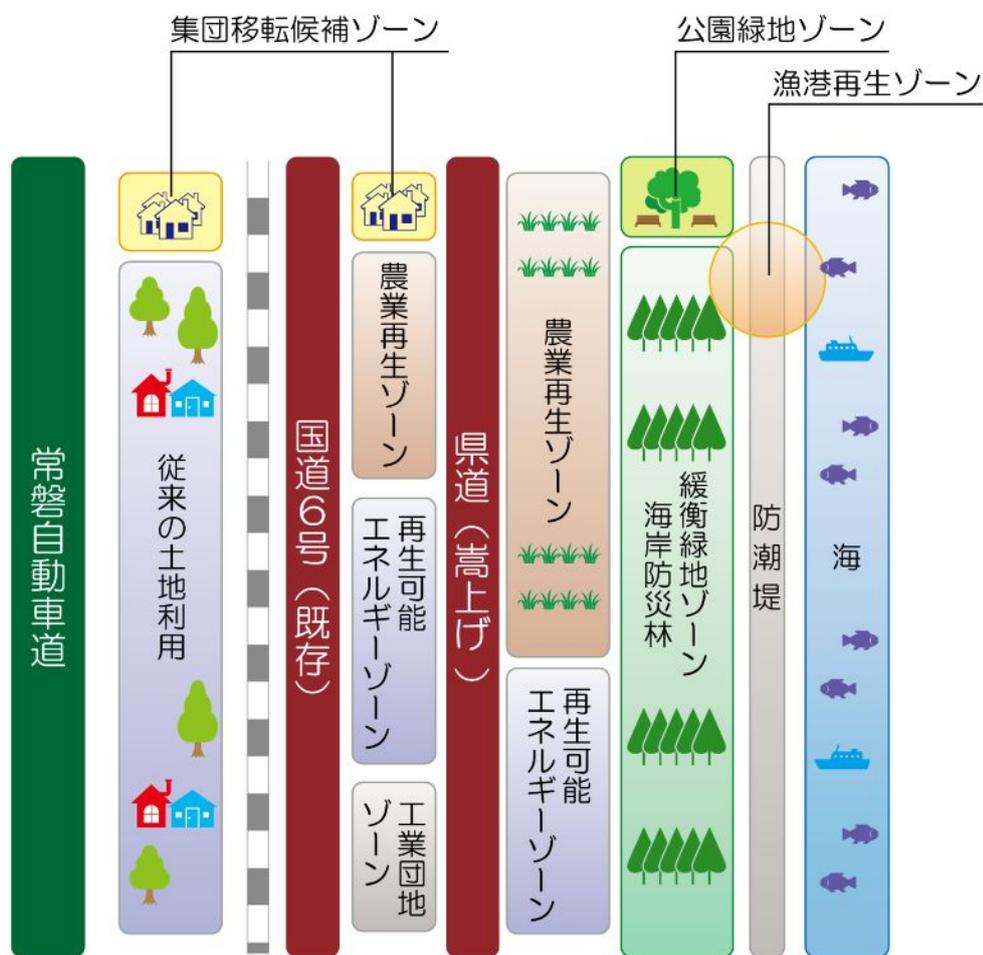
図. 都市基盤整備のイメージ

(3)土地利用ゾーニングの考え方

新たな土地利用の基本として、7つのゾーンによる機能配置を行う。

- ① 集団移転候補地ゾーン:津波被害を受けた住宅が移転するためゾーン
- ② 緩衝緑地ゾーン:津波緩衝帯として減災機能を有するゾーン
- ③ 農業再生ゾーン:農用地として再生を図っていくゾーン
- ④ 漁港再生ゾーン:漁港として再生を図っていくゾーン
- ⑤ 工業団地ゾーン:工業団地の導入を促進するゾーン
- ⑥ 再生可能エネルギーゾーン:新産業機能の導入を促進するゾーン
- ⑦ 公園緑地ゾーン:環境共生による市民憩いの場を創出するゾーン

<平面イメージ>



<断面イメージ>



図. 土地利用ゾーニングのイメージ

① 集団移転候補地ゾーン

集団移転候補地ゾーンは、被災者の意向をふまえ、従来住んでいた土地のコミュニティの維持が図れるよう考慮するとともに、従前居住地に近い安全な高台、市街地周辺部及び市街地内に配置する。

また、人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、公営住宅の既存ストックの活用や災害公営住宅、未利用地を活用した住宅地の整備を行い、市街地への移転を誘導する。

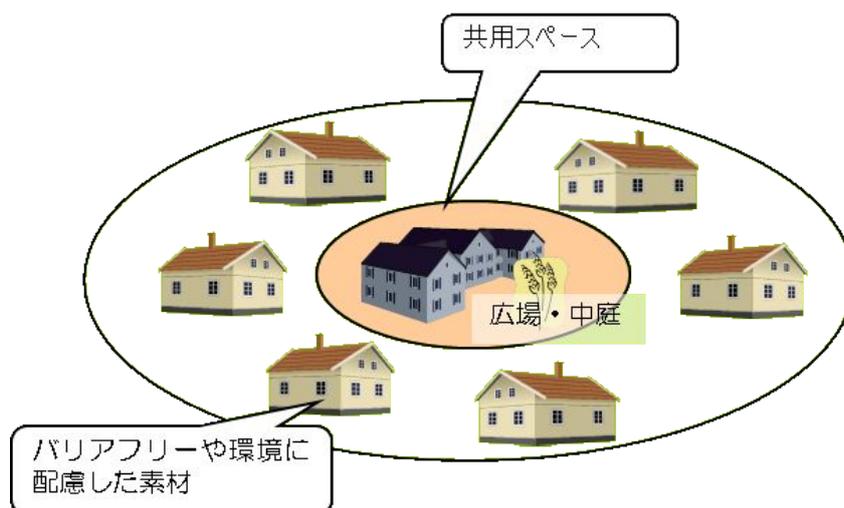


図. 集団移転候補地ゾーンのイメージ

② 緩衝緑地ゾーン

緩衝緑地ゾーンは、海岸沿いに配置し、主に防風及び防潮機能を有する緑地(海岸防災林)の整備を行う。海岸防災林は、通常時は、防風林、防砂林としての機能を有するほか、地域の憩いの場として活用する。津波災害時は、津波のエネルギーを減少させるとともに、津波到達時間を遅らせる効果が期待できる。

瓦礫等で高盛土し、本来その土地に生育する樹木を選定し、地域景観に調和する植樹を行い、地域に根ざす緑の防災機能を確保する。

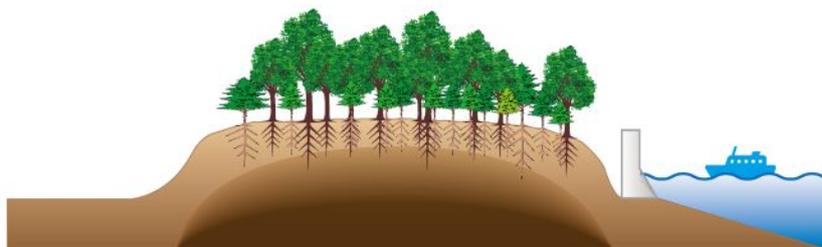


図. 緩衝緑地(海岸防災林)ゾーンのイメージ

③ 農業再生ゾーン

農業再生ゾーンは、津波被害地の農地を再利用するエリアに設定し、大規模農業やエデン・プロジェクトなどの新たな利用形態を図っていくものとする。また、被災地権者等の意見を踏まえ、農地に利用する一方、農地以外の再生可能エネルギー基地に利用する。

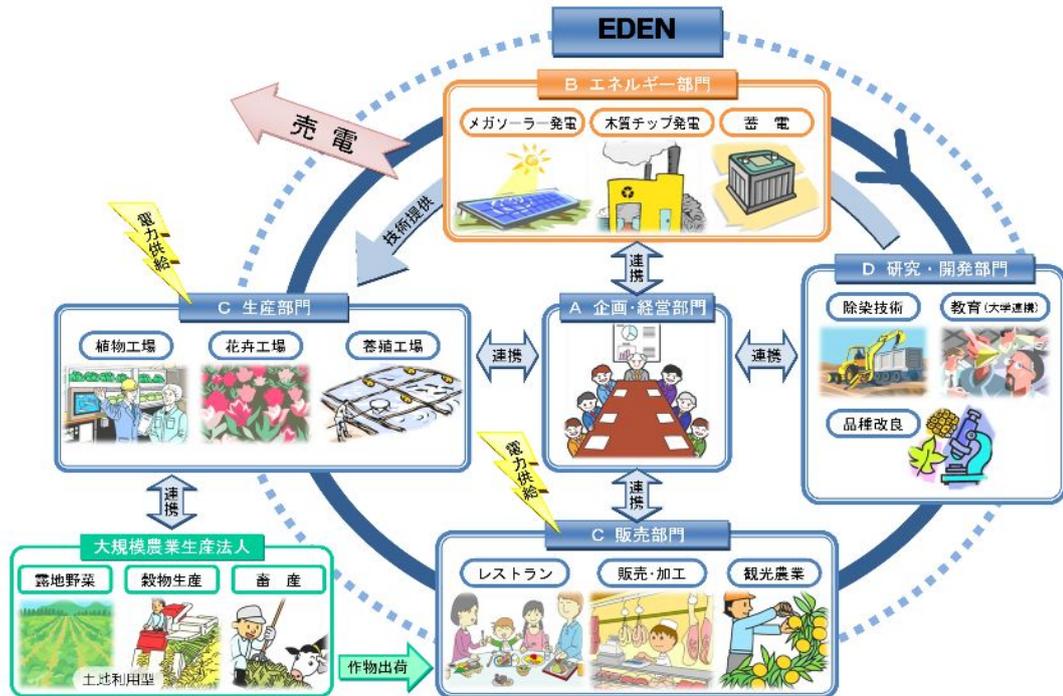


図. 農業再生ゾーンのイメージ

④ 漁港再生ゾーン

漁港再生ゾーンは、既存の真野川漁港の再生を図るエリアとして設定し、漁業の振興を図るとともに地域の活性化、沿岸漁業の真の安定確保を図るため、安全で効率的な施設機能を確保した漁港として整備する。



「南相馬市 真野川漁港」(震災前)

図. 漁港再生ゾーンのイメージ

⑤ 工業団地ゾーン

工業団地ゾーンは、既存の工業団地、工業集積地などを設定し、生産性の向上、機能充実に努める。また、今後の常磐自動車道の供用を見込んで、流通工業団地の配置を、インターチェンジ周辺や交通アクセスのよい位置に設定する。

工業団地は、深野・小池地区、津波被害を受けた沿岸部に整備する。大甕苗畑用地は、放射能研究施設、産業分野の研究・研修施設等として利用する。



注)整備する工業団地のイメージを示すもので市内の場所を想定し作成したものではない。

図. 工業団地ゾーンのイメージ

⑥ 再生可能エネルギーゾーン

再生可能エネルギーゾーンは、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、エネルギー転換を目指し、風力、太陽光、バイオマス発電など、再生可能エネルギー基地を整備し、エネルギーを地産地消できる環境づくりを推進する。

津波により被害を受けた農地や山間部の未利用地等を利用し、再生可能エネルギーゾーンとして、整備する。



図. 再生可能エネルギーゾーンのイメージ

⑦ 公園緑地ゾーン

公園緑地ゾーンは、既存の公園やレクリエーション施設を設定して、自然環境と共生する市民の憩いの場としての機能充実を図る。

村上海水浴場、北泉海浜総合公園、右田海水浴場は、海水浴場を有する施設として整備する。また、北泉海浜総合公園は、震災の傷跡、教訓を後世に残し、防災意識の向上を図るため、震災メモリアルパークとして整備する。牛島パークゴルフ場については、市民に親しまれる公園として再整備する。

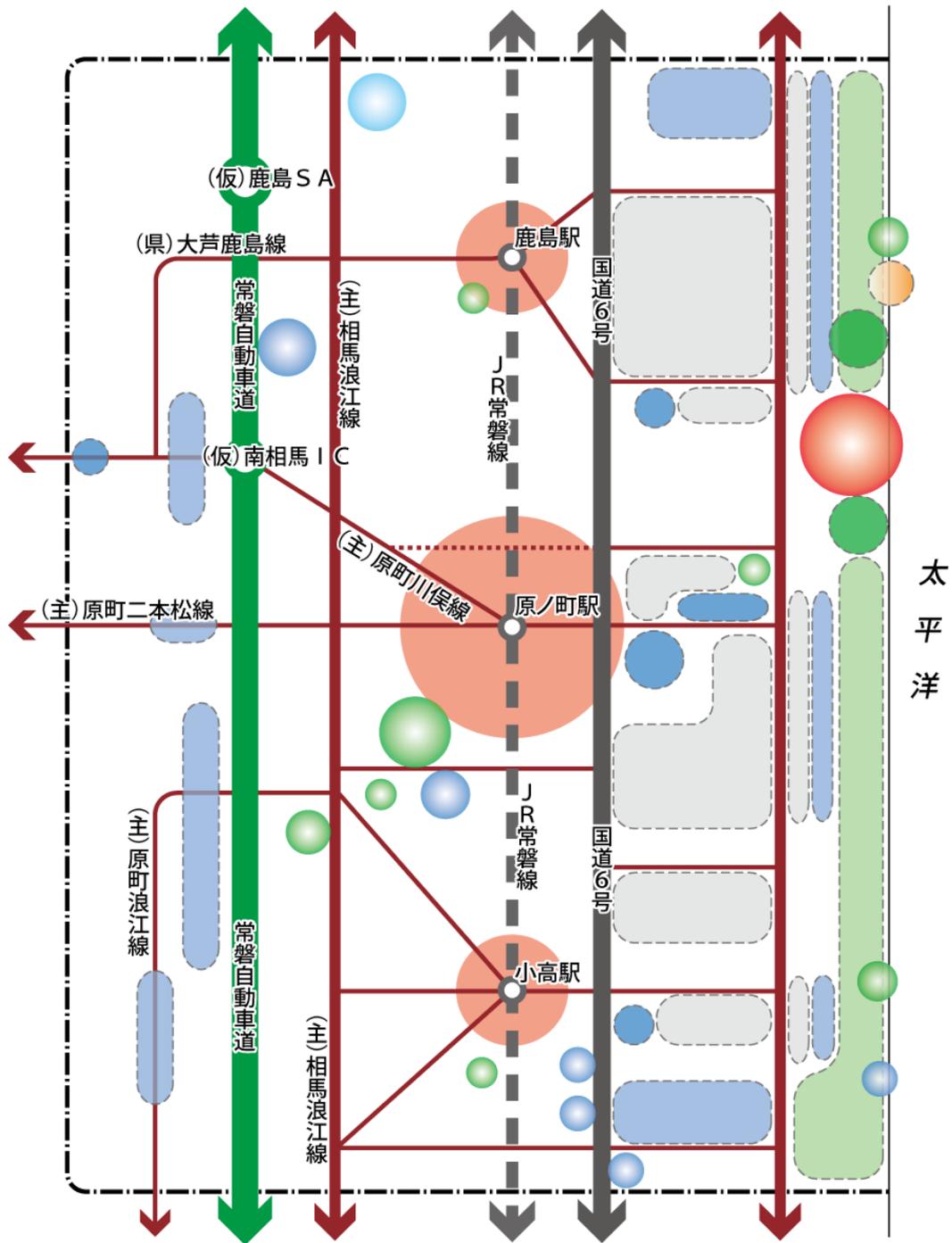


「奥尻島 時空翔」
北海道南西沖地震で犠牲となった方の慰霊碑。
中央のくぼみは震源となった南西沖を向き、震災の
あった7月12日にくぼみに太陽が沈む。



「南相馬市 牛島パークゴルフ場」(震災前)
子供からお年寄りまで世代を超えて楽しめるレクリエー
ション施設として再整備する。

図. 公園緑地ゾーンのイメージ



< 凡 例 >

行政界	市街地(用途地域)	緩衝緑地ゾーン
鉄道(JR常磐線)	火力発電所	農業再生ゾーン
常磐自動車道	工業団地	漁港再生ゾーン
国道6号	主要な公園	工業団地ゾーン
幹線道路	大規模な溜池	再生可能エネルギーゾーン
		公園緑地ゾーン

図. 都市構造図(案)

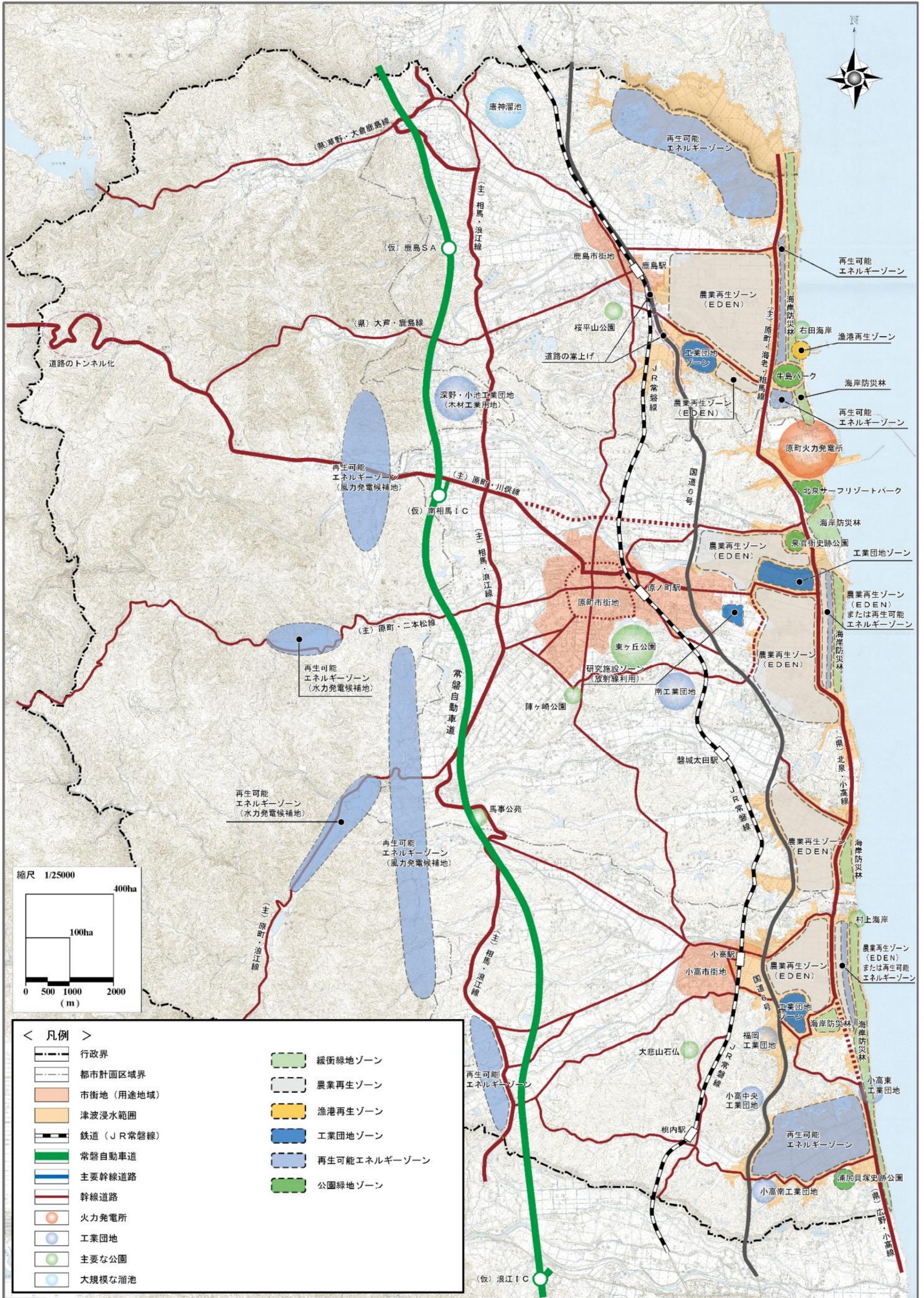


図. 南相馬市復興計画 土地利用計画 (案)

